

1 章、節、目指す方向性

2 現状と課題

第8章	文化
第1節	生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造
目指す方向性	総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指します。

<p>●本市では、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成24(2012)年4月に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行しました。そして、この条例に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成26(2014)年3月に「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定し、各種施策を展開してきました。</p> <p>●計画においては、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」を本市の魅力ある資源として位置付け、これらをはじめ地域に根ざした文化芸術資源の発掘・保護・活用を進めることとしているほか、文化芸術活動の促進、文化芸術の鑑賞機会や活動の場となる施設の充実などに取り組むこととしています。これまで、大宮盆栽美術館、漫画会館、人形博物館、鉄道博物館を中核として、魅力ある資源を活用した各種取組を進めており、平成29(2017)年の第8回世界盆栽大会、令和2(2020)年の、東京2020大会文化オリンピックアードである「さいたま国際芸術祭2020」など、国内外に向けて本市の魅力アピールするための催しを開催しました。このほか、文化芸術活動の場を充実させるため、市民会館おのみや及び市民会館うらわの移転・リニューアルにも取り組んできました。</p> <p>●今後は、令和3(2021)年3月に改定した「さいたま市文化芸術都市創造計画」に基づき、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携も視野に入れた施策展開が求められています。具体的には、上に掲げた本市の魅力ある資源を筆頭に様々な魅力ある資源の更なる活用に取り組むほか、新たな資源の発掘や魅力の創造により、文化芸術を活用したまちの活性化を推進する必要があります。また、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、だれもが気軽に文化芸術に触れられる機会の充実や市民の文化芸術活動の活性化を一層図る必要があります。さらに、文化センターを中心とした「文化芸術創造拠点」を構築し、文化施設間の連携強化を図るなど、多様な取組を総合的に推進する必要があります。</p> <p>●本市には、平成31(2019)年3月31日現在、国指定10件、県指定75件、市指定444件、合計529件の有形・無形の指定文化財が存在しています。この他にも数多くの文化財や遺跡等が存在し、多様な歴史と文化に関する資源があります。これら貴重な歴史文化資源を将来にわたり保存・継承するとともに、都市づくりに活用していく必要があります。</p>

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	文化芸術を活用したまちの活性化	<p>「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」等の本市の魅力ある資源をはじめ、多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信に取り組みます。</p> <p>歴史文化資源や文化芸術を活用し、学校教育や生涯学習、観光、経済をはじめ幅広い分野との連携を進め、国内外との交流、地域経済、地域コミュニティ等の活性化を図ります。</p> <p>文化芸術活動の場や多様な文化芸術に触れ合う場となる施設の機能の拡充等、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、幅広い文化芸術活動を行うことができる環境の充実に取り組めます。</p>
2	文化芸術活動の促進	<p>関係団体等との連携を図りながら、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、市民等が文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組めます。</p> <p>文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供をはじめ文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実等に取り組めます。</p> <p>多くの人が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術施策を推進し、多様な文化芸術を鑑賞できる機会の充実に取り組めます。</p>
3	歴史文化資源の保存・継承・活用	有形・無形の指定文化財の保存・活用・継承を図ります。また、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、城下町や宿場町等の面影を残す景観、市の変遷を示す資料などの記録化と収集・整理・活用に取り組めます。

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆文化芸術活動の促進</p> <p>◆歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくり</p> <p>3404 基金を活用した市民文化活動の支援の強化</p> <p>3403 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催</p> <p>3406 アート・イン・スクール</p> <p>◆文化芸術活動の環境の整備</p> <p>3405 文化芸術の創造拠点の設置</p> <p>3407 岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興</p> <p>3408 未来に向けた盆栽文化の継続・発展</p> <p>◆文化財等の保存・継承</p> <p>3401 文化財保護事業</p> <p>3402 市史編さん事業</p>	<p>文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合） (所管課等々のアンケート)</p> <p>文化芸術活動（鑑賞を含む）を行う市民の割合（過去1年間に1回以上の文化芸術活動（鑑賞を含む）を行った市民の割合） (所管課等々のアンケート)</p> <p>歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

1 章、節、目指す方向性

第2章	環境
第1節	地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現
目指す方向性	誰もが地球温暖化対策の取組を積極的に実践することで、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指し、SDGsに貢献します。

2 現状と課題

- 地球温暖化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらす危険性があり、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現が喫緊の課題となっています。地球温暖化の原因である温室効果ガスについて、本市では民生業務部門、民生家庭部門及び運輸部門からの排出割合が大きいことから、先駆的な施策を取り入れながら、市民・事業者・行政の連携・協力のもと、排出量の削減に向けたそれぞれの役割と責任を着実に果たしていく必要があります。
- 持続可能な開発目標（SDGs）において、長期安定的なクリーン電力の確保が掲げられていることから、本市においても電力の地産地消の仕組みづくりにより、持続可能なエネルギーを確保し、都市機能のレジリエンスを高めていく必要があります。それには、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーを積極的に導入し拡大することが課題となっています。

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進	<p>地球温暖化対策の普及啓発を通じ、市民・事業者による温室効果ガス削減に向けた率先行動、住宅やオフィス等における徹底した省エネルギー化を促進し、脱炭素社会に向けたまちづくりを推進します。</p> <p>地域内での電力の地産地消、自立・分散型エネルギーシステムの構築など、持続可能なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を積極的に促進します。</p> <p>脱炭素社会に向けて、先駆的な技術やサービスを市民・事業者・行政の連携・協力のもと取り組むとともに「環境・経済・社会」が連携して発展する「環境未来都市」の実現を目指します。</p>

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆環境負荷の少ないまちづくり</p> <p>1101 地球温暖化対策実行計画の推進</p> <p>◆再生可能エネルギー等の導入促進</p> <p>1106 ハイパーエネルギーステーション等の市内拡大</p> <p>◆次世代自動車・スマートエネルギー特区を活用した「環境未来都市」の実現</p> <p>1102 エコ・モビリティ推進事業 1107 総合特区事業の推進 1108 E-KIZUNAProjectの推進</p>	<p>市民1人(1世帯)当たりの温室効果ガス排出量 (国・県等の統計等)</p> <p>市域の再生可能エネルギー等の導入量 (国・県等の統計等)</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

1 章、節、目指す方向性

第2章	環境
第2節	ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造
目指す方向性	市民、事業者、行政が連携・協力し、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rを積極的に進め、ごみを減量し、適切に資源を有効活用して、環境負荷の少ないめぐるまち（循環型都市）の実現を目指します。

2 現状と課題

- 本市のごみ排出量は、平成27（2015）年度において一人1日あたりに換算すると913gとなっています。ここ数年は、1kgを下回っていますが、経済状況等によっても変化するため、今後もより一層の減量に取り組む必要があります。
- また、処理施設の老朽化が進み、施設の更新が課題となっているほか、ごみ1t当たり処理経費が近年増加傾向にあるため、ごみ処理経費の抑制に努める必要があります。
- さらに、市内の最終処分場は、現状のまま埋立を行った場合、今後20年程度で満杯状態になる見込みであるため、埋立量を削減し、現存施設の延命化に努める必要があります。
- これらの課題に対応するため、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルを適切に実施し、環境への負荷が少なく効率的なごみの処理を推進することが重要です。

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進	<p>食べ物を無駄にしない生活、買物時のマイバッグや外出時のマイボトルの使用などによる、ごみの発生抑制（リデュース）と、不要になったものを譲り合う再利用（リユース）を推進します。</p> <p>ペットボトル、びん、かん、古紙等の資源物を回収し、再生利用（リサイクル）を推進します。</p> <p>3Rの取組を普及・促進させるため、市民・事業者に対し、取組事例や成果等の情報を積極的に提供するとともに、3R活動の支援に取り組みます。</p>
2	廃棄物の適正かつ安定的な処理・循環利用の推進	<p>ごみを焼却処理する際に発生する熱エネルギーによる発電量の向上、焼却灰・溶融スラグ等の有効利用など、廃棄物の循環利用を推進することにより最終処分率を削減します。</p> <p>廃棄物の減量を進め、処理施設の負担軽減を図るとともに、さらなる廃棄物の安定処理実現のために老朽化したプラントの更新や施設の適切な統廃合を推進します。</p> <p>産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対して、その適正処理を指導し、循環利用を推進します。また、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、パトロール等の監視体制を強化します。</p>

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進</p> <p>1201 ごみ減量・リサイクル事業</p> <p>◆廃棄物の循環利用と適正処理の推進</p> <p>1203 一般廃棄物処理施設の整備 1202 産業廃棄物適正処理推進事業</p>	<p>市民1人1日あたりのごみの総排出量(g) (所管課所等の独自調査)</p> <p>ごみの総排出量に対する最終処分比率(%) (所管課所等の独自調査)</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

1 章、節、目指す方向性

第2章	環境
第3節	人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造
目指す方向性	見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進と良好な生活環境の確保により、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを創造します。

2 現状と課題

- 本市は、首都圏有数の自然資源として、中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川等が市街地を挟むように位置しており、緑の骨格を形成しています。また、野鳥や水生生物等様々な生きものが生息する緑地や水辺が現存するなど、首都近郊にありながら、貴重な自然が多く残っており、本市の原風景をつくり出すとともに、心の安らぎを与えてくれています。
- しかし、経済活動の拡大や都市化の進展等に伴い、樹林地や池や沼は年々減少を続けており、今後もこの傾向は続く予想されています。特に、首都圏に残された貴重な緑地空間であり、治水機能や防災機能を有する見沼田圃については、遊休農地や荒地などが増加傾向にある中で、耕作者や土地所有者による営農努力や従来の行政の取組だけではその保全・再生が困難になりつつあり、市の重要課題の一つとなっています。

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	良好な生活環境及び自然環境の保全	<p>市民・事業者等との連携・協力による情報提供や意識啓発、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区の指定などを通じ、身近な緑地や里やま等の自然環境及び生物多様性の保全・再生に取り組めます。</p> <p>自然の残る水辺を適切に保全し、市民の憩いの場としての環境整備に取り組むとともに、市民との協働による水辺の環境美化活動や、雨水の地下浸透・水資源の有効利用など水循環の健全化を図ります。</p> <p>市内に広がる見沼田圃等の緑地空間と荒川に代表される河川とのネットワーク形成を推進します。</p>
2	見沼田圃の次世代への継承	見沼田圃の特性を生かし、土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動等に関する様々な取組を総合的に推進しつつ情報発信の強化を図ることで、誰もが憩うことのできる心のふるさととして、魅力ある見沼田圃の再生・活性化を図るとともに、かけがえない環境資産として守り育てます。

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆水と緑の保全と再生</p> <p>1301 自然環境・水環境保全事業 1302 ホタル舞う水辺再生・サポート活動の推進 1303 指定緑地等設置・保全事業 1304 秋葉の森総合公園整備事業 1305 高沼用水路の整備</p> <p>◆見沼田圃の次世代への継承</p> <p>1306 見沼田圃基本計画の推進と新たな活用 1307 新“見沼セントラルパーク”の推進 1308 見沼田圃地域の公園整備</p> <p>◆良好な生活環境の確保</p> <p>1105 空き家等対策事業</p>	<p>水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>見沼田圃に魅力を感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

1 章、節、目指す方向性

第2章	環境
第4節	環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現
目指す方向性	市民、事業者、学校、行政などすべての主体が環境の保全と創造に関心を持ち、相互に連携して意欲的に取り組むことで、環境負荷の少ない都市の実現を目指します。

2 現状と課題

- 環境の保全と創造により良好な生活環境を確保するために、社会全体で環境への関心を高め、日常生活や事業活動のあらゆる場面において環境に配慮することができるよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。
- また、環境分野単独では解決できない複雑かつ多様化した課題が山積している昨今においては、持続可能な開発目標（SDGs）にも掲げられているように、様々な主体との連携が必要です。今後は、各主体間で連携した環境教育・学習や環境に配慮した活動などの施策の推進がより一層求められています。

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	市民・事業者と共に取り組む環境に配慮した行動の推進	<p>環境への関心や学習意欲を高めるため、小中学生を対象とした環境教育の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで、誰もが情報収集や学習をすることができる機会や場所の創出について、民間とのネットワーク等も活用し、環境教育・学習を推進します。</p> <p>環境に関する情報の共有や環境イベントの開催等を通じ、市民や事業者と連携・協力して環境の保全に取り組めます。</p> <p>環境美化に関する市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動を支援します。</p>

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆環境の保全と創造に向けた環境教育や活動の推進</p> <p>1103 環境教育・学習推進事業 1104 環境コミュニケーション推進事業</p> <p>◆魅力ある都市景観の形成</p> <p>1309 環境美化の推進</p>	<p>環境に配慮した行動を実施している市民の割合（市民アンケート（無作為抽出））</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

1 章、節、目指す方向性

第4章	教育
第1節	人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進
目指す方向性	全国や政令指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策を展開し、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を活かした魅力ある教育を推進します。

2 現状と課題

- 技術革新による社会・経済状況が激しく変化する時代において、生きて働く知識・技能を習得し、人間ならではの感性に基づいた思考力や判断力、表現力を身に付け、自身の学びを人生や社会に生かそうとする意欲や力、人間性を涵養していく必要があります。
- グローバル化が加速する中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場面において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力を育成していく必要があります。
- 人生100年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できる社会を構築する必要があります。
- 急速な人口減少・高齢化が進展し、人間関係の希薄化による地域コミュニティの構造が大きな変化を迎えている中、地域が学校を育て、学校が地域を育てる、学校を核とした持続可能なスクール・コミュニティを構築する必要があります。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現等による質の高い教育の提供のために、持続可能な社会に向けた教育環境を整備していく必要があります。

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成	他者と協働しながら新たな価値を創造していく力を育成する。 夢を実現しようとする高い志をもって、可能性に挑戦する力を育成する。
2	グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成	コミュニケーションを通じて人間関係を築く力、豊かな情操や規範意識、ものごとを最後までやり抜く力、社会的・職業的自立に向けた能力・態度等を育成する。 生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する。

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
◆きめ細かで質の高い教育の推進 3101 スクールアシスタント配置事業 3102 「さいたま市小・中一貫教育」の推進 3103 確かな学力の育成 3104 アクティブ・ラーニングの推進 3105 さいたま市学習状況調査等の活用 3106 教育の情報化推進事業 3107 「グローバル・スタディ」推進事業 3108 子どもの体力向上推進事業 3110 国際教育・交流事業 3114 心のサポート推進事業 3115 スクールソーシャルワーカーの拡充 3116 奨学金返済支援制度の創設 3111 特別支援教育の推進 3112 通級指導教室の拡充 3113 特別支援学級の全校設置 3117 市立高等学校「特色ある学校づくり」事業 3118 グローバル人材を育成する中等教育学校の整備 3119 部活動指導員配置事業 3120 大学連携コラボレーション事業 3122 「すくすく のびのび 子どもの生活習慣向上」キャンペーン 3123 子ども読書活動推進事業 3124 チャレンジスクールの充実 3125 未来(みら)くる先生を活用したキャリア教育の推進 3126 未来(みら)くるワーク体験(中学生職場体験事業)	全国学力・学習状況調査の実施科目の平均正答率について、本市と大都市平均との比較(国・県等の統計等) 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート) 「難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦している」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート) 「外国のことについて、もっと知りたいと思う」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート) 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート) 「学ぶことや働くことの意義を考えたり、今、学校で学んだことと、自分の将来とのつながりを考えている」児童生徒の割合(所管課所等のアンケート)

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

No	施策展開	施策の内容
3	人生100年時代を輝き続ける力の育成	<p>生きがいをもち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備する。</p> <p>人生を豊かに生きるために、学んだことを生かして活躍できる環境を整備する。</p>
4	スクール・コミュニティによる連携・協働の充実	<p>学校・家庭・地域・行政の連携・協働体制を構築し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域に信頼される学校づくりを推進する。</p> <p>地域の多様な教育資源を活用し、地域コミュニティの活性化と、地域発展の担い手となる人材を育成する。</p>
5	「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備	<p>新しい時代の教育に向けた学校の指導体制を構築する。</p> <p>安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに、学校安全体制を推進する。</p>

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆学習環境の充実</p> <p>3201 公民館・図書館施設リフレッシュ事業 3202 図書館整備事業</p> <p>◆講座内容、プログラムの充実</p> <p>3204 さいたま市民大学事業</p> <p>◆学習成果の活用</p> <p>3203 生涯学習人材バンク事業</p> <p>◆家庭、地域との連携による教育の推進</p> <p>3109 学校・家庭・地域が連携した食育の推進 3121 学校を核とした地域づくりの推進</p> <p>◆安全・安心で豊かな教育環境づくり</p> <p>3131 学校のリフレッシュ計画の推進 3132 学校トイレの洋式化等の推進 3133 過大規模校等教育環境整備事業 3127 学校安全推進事業 3128 「学校安全ネットワーク」の推進 3129 WHOのセーフスクールの取組、成果の普及</p>	<p>「運動やスポーツをすることが好き」な児童生徒の割合 (所管課所等のアンケート)</p> <p>「学習機会を得ている」と感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>「地域の学校は、地域から信頼されている」と思う市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>「地域の人は、自分たちを見守り、支えてくれている」と思う児童生徒の割合 (所管課所等の独アンケート)</p> <p>「市政への満足度・重視度」における『学校の教育活動(授業、学校行事、部活動など)』において、「満足・やや満足」と回答した保護者の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>「市政への満足度・重視度」における『学校の環境(安全・安心・快適など)』において、「満足・やや満足」と回答した保護者の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

1 章、節、目指す方向性

第5章	生活安全
第1節	安全・安心にらせる生活環境の形成
目指す方向性	交通事故や犯罪の抑制につとめ、生活衛生・食品の安全性の向上に取り組むことで、すべての市民が安全・安心に暮らせる都市を目指します。

2 現状と課題

- ここ数年、本市の交通事故発生件数は減少傾向であるものの、高齢化の進行とともに、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高くなる傾向にあります。本市における交通事故は、高齢者の事故のほか、自転車の事故も多く、交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化する必要があります。
- 本市の刑法犯認知件数は、自治会やPTA等の地域団体による自主的な防犯パトロールや子どもの見守り活動が活発になったこともあり、平成16（2004）年をピークに減少に転じています。しかし、本市の特徴として、刑法犯認知件数の中で多くを占める自転車盗や、身近な脅威となるひったくりや侵入窃盗など、市民生活に身近なところで発生する犯罪が多いため、これらの対策をより強化していくことが重要です。
- また、若者や高齢者を対象とした消費者トラブルは依然として増加しており、内容も多様化・複雑化が進んでいるため、被害の未然防止・解決に向けた迅速かつ適切な取組が必要です。
- 食中毒や感染症を防止するために、食品関連施設や生活衛生関係営業施設の監視指導や検査を充実するとともに、国・地方自治体との連携を密にして情報の収集を行い、市民に対して食中毒や感染症に関する情報提供及び正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	交通事故の防止	<p>事故の発生地点に重点を置いた道路照明施設やカーブミラー等の交通安全施設の整備・充実など、交通事故の防止に向けた道路環境整備を推進します。</p> <p>横断歩道の敷設や信号機の設置等の地域要望を的確にとらえ、警察等関係機関と連携して交通安全環境の改善に取り組めます。</p> <p>交通事故に遭いやすい幼児や児童、高齢者を中心に、各世代に応じた自転車の安全利用を含む交通安全教育を推進するなど、市民に広く交通安全意識の普及・啓発を図り、正しい交通ルールの遵守やマナーの習得を促進し、交通事故の未然防止につなげます。</p>
2	地域と連携した防犯の推進	<p>街路灯の設置・充実により、人の目が行き届きやすいようにするなど、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、市民の身近な場所で発生する犯罪や、人が多く集まる場所などで発生する犯罪の防止・抑制を図ります。</p> <p>防犯に関する広報・啓発の充実により市民の防犯意識を向上させ、また自主防犯活動団体の支援により地域における防犯活動を活性化させるとともに、暴力排除を推進するなど、住民と共に地域の安全・安心の確保に取り組めます。</p>
3	消費者トラブルの拡大の防止	<p>消費者トラブルに遭遇した際の相談窓口の周知と相談体制を強化し、被害の拡大防止を図るとともに、警察等関係機関とも連携して被害者の救済に努めるなど、安全・安心な消費生活の確保に取り組めます。</p> <p>消費者トラブルに関する最新情報や知識を分かりやすく迅速に市民に発信・啓発することで、市民の注意を喚起し被害の未然防止を図ります。</p>
4	生活衛生と食品の安全性の向上	生活衛生関係営業施設、食品関連施設の監視指導や検査、市民への情報提供の充実に努め、市民の健康被害防止を図ります。

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆交通事故の防止</p> <p>6201 交通安全施設設置事業 6202 交通安全教室実施事業 6203 高齢者の交通安全教室の拡充</p> <p>◆安全・安心で豊かな教育委環境づくり</p> <p>3130 自転車免許制度の全面実施</p> <p>◆地域と連携した防犯の推進</p> <p>6204 防犯対策事業 6205 客引き行為等防止に向けた取組 6206 市北部地域の治安確保の取組</p> <p>◆安全・安心な消費生活の確保</p> <p>6209 消費生活安全推進事業</p> <p>◆生活衛生と食品の安全性の向上</p> <p>2419 駅前公衆トイレのリフレッシュ計画の策定と推進 2420 きれいなトイレ・バリアフリートイレの登録制度創設 2421 食の安全推進事業</p>	<p>交通事故件数 (国・県等の統計等)</p> <p>刑法犯認知件数 (国・県等の統計等)</p> <p>消費者トラブル対策が充実していると感じている市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)</p> <p>衛生施設等に関して満足している市民の割合 (市民アンケート（無作為抽出）)</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

1 章、節、目指す方向性

2 現状と課題

第11章	経済・産業
第1節	新たな産業の創出と地域産業の振興
目指す方向性	東日本地域との連携を積極的に進めながら、さいたま市の特性を生かした新たな産業を創造するとともに、地域産業を育てる環境を整備し、市内経済規模の維持・拡大を図ります。

●日本経済は、少子高齢化・人口減少などの景気のマイナス要因に直面しているほか、新興国の台頭をはじめとする外的要因や今後のエネルギー政策の動向など、先行きが見通せない状況にあります。このような中、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた意欲的な取組を支援する必要性が一層高まっています。

●本市の商業に関しては、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあります。個店の魅力向上を図るとともに、地域資源と連携することで、来街者呼び込み、市内消費の拡大につながる取組など、従来の枠組みにとらわれない支援策が求められています。また、商店街は、従来からの商業機能に加え、地域コミュニティの拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの核として賑わいを創出する各種イベントの開催や地域の課題等に対応した事業に取り組み商店会に対し、積極的な支援を行っていく必要もあります。

●経済の急速なグローバル化の進展に伴い、本市の特性を生かしながら、市内企業の海外での販路開拓や事業機会の創出などを積極的に支援し、経済活動のさらなる国際化を推進する必要があります。

●本市においては、東日本の交通の要衝という地理的優位性を最大限活用し、地域経済活力の維持・増進を図るため、技術力の高い中小企業の競争力の一層の強化や、次世代を担う新産業分野の育成、産学官金連携の推進による研究開発の促進と、技術革新・新産業の創出・育成を推進する必要があります。

●また、地域経済の活性化と合わせて、財政基盤の強化及び雇用機会の創出を図るためにも、本市の優れたビジネス環境を生かし、国内外の優良企業の本社・研究開発機能などの誘致を引き続き進め立地を促進していく必要があります。企業の立地促進に当たっては、受け皿となるオフィスや産業用地が不足していることから、その創出が求められています。

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	東日本連携による経済交流の活性化	さいたま市において東日本の「ヒト・モノ・情報」の交流・発信を促進し、さいたま市と東日本地域の経済交流を活性化させます。
2	さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造	<p>高度な基盤技術を有するものづくり企業の集積という本市の強みを生かし、産学官金連携などによる戦略的な研究・技術開発支援、技術提携や市場開拓などの海外展開支援を通じ、ものづくり企業の競争力強化を図ります。</p> <p>医療・ヘルスケア分野の関連産業、AI・IoT・ロボット関連分野など、成長分野におけるイノベーションの創出を支援します。その際、大学との連携等により地域課題の解決に向けたプロジェクトを実施します。</p> <p>本市の持つ地理的優位性や、豊富な人材、研究開発型企業の集積という強みに加え、継続した企業活動を可能とする災害に強い事業環境など、様々な特性を生かし、また、本市のポテンシャルを高めるプロジェクトと連携しながら、企業の立地を促進します。促進に当たっては、その受け皿となる新たなオフィス及び産業用地の創出を図ります。</p>
3	活力ある地域産業を育てる環境の整備	<p>関係団体や支援機関、金融機関との連携により経営支援体制を整備するとともに、制度融資をはじめとする各種支援の着実な実施により、地域経済を支える中小企業者や創業者の経営基盤の強化を図ります。</p> <p>創業の活性化に向けた環境づくりを進めるとともに、既存企業の新事業展開、技術力の強化、販路拡大、新製品の開発などに対する支援に取り組みます。</p> <p>企業によるCSR活動の推進に向けた取組への支援や、コミュニティビジネス等の地域課題解決を目指す取組の事業化支援など、地域と共生する事業活動の支援を推進します。</p>

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆商業の活性化によるにぎわいづくり</p> <p>5104 東日本広域連携事業 5105 東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進</p>	<p>東日本の都市を身近に感じる市民の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>
<p>◆さいたま市の優位性を生かした企業立地・集積の促進</p> <p>5208 産業交流推進事業 5209 企業誘致支援の拡充とオフィス、産業用地創出 5215 東日本連携広域周遊ルート事業 5216 民間と連携したシティセールスの強化</p>	<p>国内の販路拡大に向けた商談件数 (所管課等の独自調査)</p> <p>海外の販路拡大に向けた商談件数 (所管課等の独自調査)</p>
<p>◆さいたま市の強みを生かしたものづくり産業の競争力強化</p> <p>5202 リーディングエッジ企業認証支援事業 5203 ドイツ・バイエルン州との経済連携の拡充 5204 海外新市場への販路拡大と企業支援拡充 5210 さいたまスイーツ等プロモーション事業 5211 伝統産業活性化事業 5201 産学連携推進事業</p>	<p>企業立地件数 (所管課等の独自調査)</p>
<p>◆成長分野におけるイノベーションの創出支援</p> <p>5205 医療ものづくり都市構想第2期行動計画の推進 5206 技術力を生かした医工連携による企業</p>	<p>法人市民税(法人税割)の納税義務者数 (所管課等の独自調査)</p>
<p>◆中小企業者・創業者の経営基盤の強化</p> <p>5101 中小企業の事業承継や継続などへの支援 5102 女性と若者の創業支援体制の強化 5103 中小企業経営基盤強化支援事業 5115 CSRチャレンジ企業認証制度 5116 ソーシャルビジネスの推進支援強化</p>	

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

No	施策展開	施策の内容
4	地域経済を支える人材の育成、就労支援及び魅力ある就労環境の整備	<p>多様な人材が活躍することで地域経済が活性化していくことを目指し、将来の産業・企業活動を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に、あらゆる機会を通じて勤労観・職業観の醸成、職業に関する知識や技能の習得・向上などを図るとともに、高い専門性や技術を持った人材と中小企業等を結ぶ仕組みづくりなどにより、産業人材の育成と活用を推進します。</p> <p>働く意欲を持つあらゆる求職者の就労を目指し、それぞれのニーズに応じた施策を講じるとともに、国や埼玉県等関係機関との連携等を通じ、就労支援の充実を図ります。</p> <p>勤労者が生き生きと働けるように、市内企業・事業所における環境の改善・向上や勤労者福祉の充実など、誰もが働きやすい就労環境の整備を図ります。</p>
5	商業活性化のためのにぎわいづくり	商店街（会）の環境整備やまちの特色を創出する事業への支援など、商業の活性化のためのにぎわいづくりを推進します。

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆商業の活性化によるにぎわいづくり</p> <p>5107 商業活性化支援事業 5108 大型イベント等と連動した商店街支援事業 5109 スポーツチームと連携した地域経済活性化 5110 文化芸術を活用した商業振興事業</p> <p>◆地域経済を支える多様な産業人材の育成と活用</p> <p>5301 産業人材育成支援事業</p> <p>◆就労支援の充実</p> <p>5303 ニートの就労機会の創出 5304 中小企業等の人材確保支援 5302 就職支援体制整備事業</p> <p>◆魅力ある就労環境の整備</p> <p>5305 中小企業勤労者福祉事業</p>	<p>商店街に魅力を感じる人の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>商店街・商業地区の歩行者通行量 (所管課等の独自調査)</p> <p>市民の就業率 (市民アンケート(無作為抽出))</p> <p>働きやすい職場であると感じる市民在勤者の割合 (市民アンケート(無作為抽出))</p>

次期総合振興計画 施策体系及び成果指標(案)

1 章、節、目指す方向性

第11章	経済・産業
第2節	観光の振興とMICEの推進
目指す方向性	地域資源などの魅力を生かした観光の振興とともにMICEを積極的に推進します。

2 現状と課題

- 本市は、サッカーをはじめとするスポーツ資源、盆栽や人形をはじめとする文化資源など、多彩な地域資源を有しており、平成29（2017）年の第8回世界盆栽大会や平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック等も契機としながら、その様々な地域資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、さらには本市のブランド力向上につなげていくことが求められます。
- その際、観光地としての都市間競争力を強化するため、観光客のターゲットやニーズを明確に設定し、既存の観光資源を相互にリンクさせた周遊型の観光商品づくりや、地域特性を生かした新たな観光資源の発掘とネットワーク化を図る必要があります。
- さらに、これまで国際会議をはじめとするコンベンションやスポーツイベントの誘致等に取り組んできましたが、今後も積極的にMICEの誘致を推進し、経済の活性化など、都市の活力の向上につなげていく必要があります。

3 施策展開及び施策の内容

No	施策展開	施策の内容
1	地域資源などの魅力を生かした観光の振興	<p>スポーツや文化、伝統行事や伝統産業、豊かな自然環境や特色ある農業など、本市の多彩な地域資源と魅力を生かし、「さいたま市ブランド」の育成を図るとともに、市内外から人が集まり、交流とにぎわいを創出する取組を推進します。</p> <p>市外からの来訪者の増加を図るとともに、本市の魅力に対する市民の関心を高めるため、積極的なシティセールスや、来訪者を迎え入れる環境づくりに取り組みます。</p> <p>国際会議などのコンベンション、イベント等の誘致や開催支援、来訪者の受入体制の充実に取り組みます。</p>

【参考】

現在の実施計画上の関連事業	新たに設定する成果指標(案)
<p>◆地域資源などの魅力を生かした観光の振興</p> <p>5212 (仮称)にぎわい交流館いわつき整備事業 5213 観光客誘致促進事業 5214 地域資源や食文化を活用した観光振興</p> <p>◆ICTを活用した利便性の向上</p> <p>4122 官民一体となったWi-Fi環境の整備</p> <p>◆国内外との多様な交流機会の充実</p> <p>7301 MICE施設の充実 7302 MICE推進事業</p>	<p>入込観光客数 (所管課等々の独自調査)</p> <p>MICE開催による経済波及効果 (所管課等々の独自調査)</p>